議案第86号

三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市民センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年11月24日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市市民センター条例の一部を改正する条例

三田市市民センター条例(平成6年三田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

2 市長は、市が行う子育て事業のためにウッディタウン市民センターの施設の一部を使用する場合、規則で定めるところにより、当該施設の一部について使用を休止し、又は使用時間を変更することができる。

別表 5 三田市さんだ市民センター使用料の部を次のように改める。

5 三田市さんだ市民センター使用料

区分	面積 (平方メートル)	定員 (人)	30分当たりの使用
			料の額(円)
大集会場	162.0	2 0 0	4 5 0
1階会議室	44.0	2 4	1 5 0
創作室	31.0	1 5	1 0 0
2階会議室	65.0	5 0	2 0 0
和室	43.0	2 0	1 5 0
プレイルーム	52.0	2 5	1 5 0
調理室	96.0	3 0	2 5 0
2階小会議室1	33.0	2 0	1 0 0
2階小会議室2	36.0	1 8	1 0 0
多目的室1全室	1 3 2. 0	1 0 0	4 0 0
多目的室1 A 半室	69.0	5 0	2 0 0
多目的室1 B 半室	63.0	5 0	2 0 0
多目的室 2	79.0	4 0	2 5 0
サークル室	29.0	2 0	1 0 0
3階小会議室	22.0	1 2	1 0 0

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表5 三田市さんだ市 民センター使用料の部の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内 において規則で定める日から施行する。